

男女の賃金の差異

(男女の賃金に対する女性の賃金の割合)

正規労働者	79.5%
非正規労働者	62.2%
全ての労働者	72.5%

対象期間：令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

賃金：基本給、時間外手当、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正規労働者：出向者については、送出出向を含み、受入出向を除く。

非正規労働者：特別嘱託、嘱託、準嘱託、準社員、再雇用社員、契約社員、パートタイマーを含み、派遣社員を除く。

差異についての補足説明

<正規労働者>

差異要員としては、管理職（課長以上）における女性の割合が6.3%、課長補佐が8.7%と低いため、格差が生じている。

今後、女性の管理職登用を計画的に推進していく。

<非正規労働者>

女性はパートタイマーが多く、男性はパートタイマーより賃金が高い嘱託・契約社員が多いため、格差が生じている。